

# 公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和6年4月18日

長崎税関長 小阪 好洋

## 記

- 1 被許可者の名称及び住所  
三角海運株式会社  
熊本県宇城市三角町三角浦1159番地の3
- 2 保税蔵置場の名称及び所在地  
三角海運株式会社 鳥栖営業所 保税蔵置場  
佐賀県鳥栖市西新町字所熊1428番地160
- 3 更新した期間  
自 令和 6年 5月 1日  
至 令和 12年 4月 30日